

二〇七・五MHz以上二二三MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針の一部を変更する案新旧対照表
 ○二〇七・五MHz以上二二三MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針（平成二十二年総務省告示第百七十三号）
 （傍線部分は変更部分）

変更案	現行
<p>電波法(昭和三十五年法律第百三十一号)第二十七条の十二第一項の規定に基づき、二〇七・五MHz以上二二三MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を次のように定める。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該特定基地局の配置及び開設時期に関する事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 当該特定基地局を配置し、開設する者は、開設計画の認定の日から五年以内に、次に掲げる要件を満たすように当該特定基地局を配置し、開設しなければならない。</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 全国の道路施設カバー率(高速自動車国道(道路法(昭和三十七年法律第百八十号)第三条第一号の高速自動車国道をいう。)のサービスエリア及びパーキングエリア(道路法施行令(昭和三十七年政令第四百七十九号)第七条第十三号又は高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第十一条第二号に定める施設をいう。以下同じ。)の総数のうちに占める当該特定基地局の放送区域</p>	<p>電波法(昭和三十五年法律第百三十一号)第二十七条の十二第一項の規定に基づき、二〇七・五MHz以上二二三MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を次のように定める。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該特定基地局の配置及び開設時期に関する事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 当該特定基地局を配置し、開設する者は、開設計画の認定の日から五年以内に、次に掲げる要件を満たすように当該特定基地局を配置し、開設しなければならない。</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 全国の道路施設カバー率(高速自動車国道(道路法(昭和三十七年法律第百八十号)第三条第一号の高速自動車国道をいう。)のサービスエリア及びパーキングエリア(道路法施行令(昭和三十七年政令第四百七十九号)第七条第十一号又は高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第十一条第二号に定める施設をいう。以下同じ。)の総数のうちに占める当該特定基地局の放送区域</p>

内のサービスエリア及びパーキングエリアの数の割合をいう。以下同じ。)が百分の五十以上になること。

4 (略)

四・五 (略)

別表第一 開設計画に記載すべき事項

一～三 (略)

四 開設計画の実施に関する能力及び体制に関する事項

1 開設計画に従って円滑に当該特定基地局を整備するための能力に関する事項

(一～四) (略)

(五) 受信電波を増幅する機器その他テレビジョン放送を行う地上基幹放送(放送法第二章第十五号に規定する地上基幹放送をいう。以下この号において同じ。)の受信設備に作用することにより発生する地上基幹放送の受信障害(以下「ブースター障害等」という。)を与えるおそれのある世帯数等の規模、当該ブースター障害等の防止又は解消に要する費用の見通し、当該費用の負担に関する事項及びそれらの根拠並びに当該ブースター障害等を防止し、又は解消するための方法その他のブースター障害等の防止又は解消に関する取組の実績及び今後の計画

内のサービスエリア及びパーキングエリアの数の割合をいう。以下同じ。)が百分の五十以上になること。

4 (略)

四・五 (略)

別表第一 開設計画に記載すべき事項

一～三 (略)

四 開設計画の実施に関する能力及び体制に関する事項

1 開設計画に従って円滑に当該特定基地局を整備するための能力に関する事項

(一～四) (略)

(五) 受信電波を増幅する機器その他の地上基幹放送(人工衛星の無線局以外の無線局により行われるテレビジョン放送をいう。以下この号において同じ。)の受信設備に作用することにより発生する地上基幹放送の受信障害(以下「ブースター障害等」という。)を与えるおそれのある世帯数等の規模、当該ブースター障害等の防止又は解消に要する費用の見通し、当該費用の負担に関する事項及びそれらの根拠並びに当該ブースター障害等を防止し、又は解消するための方法その他のブースター障害等の防止又は解消に関する取組の実績及び今後の計画